

## 石垣市教育委員会と琉球大学教育学部の連携・協力に関する協定書

国立大学法人琉球大学教育学部（以下「甲」という。）と石垣市教育委員会（以下「乙」という。）は、相互に連携・協力して、乙に関わる学校の幼児・児童・生徒及び教員と、甲に所属する教員・学生を対象とした事業を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 甲は、乙に関わる教員に大学における高度な教育、研究に触れる機会を提供し、教員個々の能力や適性の伸張を図り、乙は、甲の石垣市における教育活動及び調査・研究を支援し、もって石垣市の子どもの学びと育ちを支援する教育活動の発展に資することを目的とする。

### （事業内容）

第2条 連携協力事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙に関わる教員の資質向上にむけた研修等に関する事。
- (2) 乙に関わる子どもの学びと育ちを支援する活動等に関する事。
- (3) 甲の教員や学生による石垣市における教育活動及び調査・研究活動への支援に関する事。
- (4) 甲の学生等の石垣市における学校インターンシップに関する事。
- (5) その他、甲と乙の協議の結果に基づき実施する事業

### （実施組織等）

第3条 甲と乙は、その代表で組織する連携推進会議を設置し、連携事業の内容について協議し実施するものとする。

### （協定期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の4ヶ月前までに、両者から改定の申し入れがないときは、更に1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

### （補則）

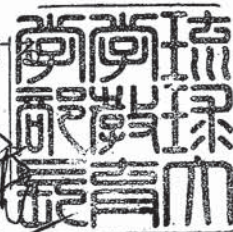
第5条 この協定書に定めるもののほか、連携事業に関し必要な事項については、両者が協議の上、別に定めるものとする。

本協定書を2通作成し、甲と乙がそれぞれ押印のうえ1通を所持する。

平成22年 2月 4日

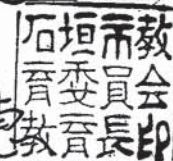
国立大学法人琉球大学教育学部長

中村 達



石垣市教育委員会教育長

江川三津恵



## 協定書に関する申し合わせ

- 1 連絡推進会議の委員長を石垣市教育委員会からの代表とし、副委員長を教育学部からの代表とする。
- 2 会議の事務局長は石垣市教育委員会が定める者とし、事務局次長は琉球大学教育学部教員とする。
- 3 委員は連絡推進会議が必要とする者を双方から選出し、原則として両者同数とする。
- 4 議題は双方からの提案を尊重し調整に努めるものとする。
- 5 この申し合わせは、協定締結の日（平成22年2月4日）から実施する。